

令和3年1月臨時会補正予算案の概要

1 総括

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県内飲食店の事業者に対して更なる営業時間短縮の要請を行うことに伴い、協力金を支給することに要する経費について補正予算を編成した。

（国の緊急事態宣言の発出や基本的対処方針等に基づき、令和3年1月7日招集の臨時会に提出する補正予算案の変更を行うもの。）

2 補正予算の規模

一般会計	582億	20万円
（補正後累計）	2兆3,685億3,317万6千円	

3 内容

営業時間短縮要請の期間延長等に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」の支給

- ・第3期（令和2年12月28日から令和3年1月11日）に係る協力金の増額
4億9,800万円

増額対象：さいたま市大宮区、川口市及び越谷市において、期間中、営業時間の短縮に全面的に協力した店舗（「酒類の提供を行う飲食店」、「カラオケ店」）を運営する事業者

営業時間：

12月28日から1月7日までの期間：午前5時から午後10時まで

1月8日から1月11日までの期間：午前5時から午後8時まで

（酒類提供時間は午前11時から午後7時まで）

- ・第4期（令和3年1月12日から2月7日）に係る協力金の支給

577億 220万円

支給対象：県内全域において、原則として期間中、営業時間の短縮に全面的に協力した店舗（カラオケ店、バー等を含む飲食店）を運営する事業者

営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類提供時間は午前11時から午後7時まで）

4 財源

国庫支出金